

尾張旭市監査公表第20号

平成30年4月27日付け尾張旭市監査公表第11号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

企画部企画課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>わらじづくりプロジェクトに関する綴において、保存期間の異なる文書が混在している。</p> <p>尾張旭市文書取扱規程第25条及び第26条により、完結文書は保存期間及び種別により区分整理する必要がある。</p>	<p>指摘の件につきまして、尾張旭市文書取扱規程第25条及び第26条の保存期間及び種別に基づき、綴の区分整理を行いました。</p>